

議案第 78 号

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から生涯学習センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

1 使用料の額の引上げ（別表関係）

施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分			午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 1 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 9 時 3 0 分
本館	ホール	入 場 料 (会費) を徴収す る場合	円 15,600 (13,000)	円 20,400 (17,000)	円 20,400 (17,000)	円	円	円
		入 場 料 (会費) を徴収し ない場合	7,800 (6,500)	10,200 (8,500)	10,200 (8,500)			
	会議室等	大会議室	1,400 (1,200)	1,800 (1,500)	1,800 (1,500)	3,700 (2,700)	4,000 (3,000)	5,900 (4,200)
		第 1 会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
		第 2 会議室	950 (800)	1,200 (1,000)	1,200 (1,000)	2,400 (1,800)	2,700 (2,000)	3,900 (2,800)
		第 3 会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
		第 4 会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
		視聴覚室	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		和室	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		茶室	350 (300)	450 (400)	450 (400)	950 (700)	1,000 (800)	1,500 (1,100)
		美術工芸室	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		調理実習室	950 (800)	1,200 (1,000)	1,200 (1,000)	2,400 (1,800)	2,700 (2,000)	3,900 (2,800)
		楽屋	250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (500)	800 (600)	1,100 (800)

		暗室	150 (100)	150 (100)	150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)
		炉室	150 (100)	150 (100)	150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)
国府津学習館	第 1 会議室		450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
	第 2 会議室		150 (100)	250 (200)	250 (200)	400 (300)	500 (400)	700 (500)
	大会議室		800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	実習室		150 (100)	250 (200)	250 (200)	400 (300)	500 (400)	700 (500)
	和室		250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (500)	800 (600)	1,100 (800)

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 9 年 4 月 1 日以後の施設の使用に係る使用料について適用